

令和5年度第3回女星活躍とっとり会議次第

日時：令和6年1月30日（火）

午後3時から4時まで

会場：白兔会館 飛翔の間

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 子ども未来戦略における共働き・共育での推進に向けた取組について 【資料1】
・鳥取労働局

(2) 男性の育児休業取得推進に向けた取組について 【資料2】
・子ども家庭部
・商工労働部

(3) とっとり女性活躍ネットワーク会議からの提言 【資料3】

(4) 意見交換

4 その他

5 閉 会

【配布資料】

資料1 子ども未来戦略における共働き・共育での推進に向けた取組について

資料2 シン・子育て王国男性育児休業取得応援事業（R6年9月補正）

資料3 実効性のある男性育児休業取得促進に向けた提言

参考資料1 今から始める！いつかはパパママ事業

令和5年度 第3回女星活躍とっとり会議出席者名簿

1月30日差替

団体名	職名	氏名(敬称略)
県内団体等		
鳥取県経営者協会	会長	平井 耕司
鳥取県商工会議所連合会	会長	児嶋 祥悟
鳥取県商工会連合会	専務理事	米田 裕子
鳥取県中小企業団体中央会	会長	谷口 譲二
鳥取県銀行協会	会長	秋下 宗一(欠席)
日本労働組合総連合会鳥取県連合会	副会長	北畑 仁史
鳥取労働局	局長	平川 雅浩
国立大学法人鳥取大学		(欠席)
公立大学法人公立鳥取環境大学		(欠席)
鳥取短期大学・鳥取看護大学	理事長	山田 修平
県・市町村		
鳥取県	知事	平井 伸治
鳥取市	男女共同参画課長	太田 奈津美
米子市		(欠席)
倉吉市	市民生活部長	東本 和也
境港市	総務部長	木村 晋一
岩美町	副町長	田中 祥一
若桜町	教育長	盛田 恭司
智頭町		(欠席)
八頭町	副町長	岩見 一郎
三朝町		(欠席)
湯梨浜町	町長	宮脇 正道
琴浦町	企画政策課長	財賀 和枝
北栄町	副町長	岡本 圭司
日吉津村	行政専門員	高森 彰
大山町	副町長	吉尾 啓介
南部町	総務課長	大塚 壮
伯耆町		(欠席)
日南町		(欠席)
日野町		(欠席)
江府町		(欠席)
とっとり女性活躍ネットワーク会議		
リバードコーポレーション株式会社	顧問	川口 眞佐子
ブリリアントアソシエイツ株式会社	代表取締役	福嶋 登美子
株式会社山陰放送	特別顧問	太田 佳子
株式会社Abe-Rise	代表取締役	渡邊 昌子
株式会社井木組	総務部部長	八嶋 美佐緒
FDK株式会社	ダイバーシティ推進室 シニアエキスパート	野澤 操
株式会社山陰合同銀行	鳥取県庁支店長	山脇 典子
県事務局		
	地域社会振興部長	盛田 聖一
	子ども家庭部長	中西 朱実
	雇用人材局長	荒田 すみ子
	人権尊重社会推進局長	明場 達朗
	女性応援課長	宮田 晴江

令和5年度第3回女星活躍とっとり会議

子ども未来戦略における
共働き・共育での推進に向けた取組みについて

鳥取労働局

資料1

1 男性育休の取得促進

制度面の対応

○ 男性の育児休業取得率の政府目標の引き上げ

2025年 50% (現行 30%)

2030年 85%

参考：民間の直近の取得率
女性 80.2% 男性 17.13%

○ 一般事業主行動計画に数値目標を盛り込むことを義務化

【次世代育成支援対策推進法の改正】

- ・男性の育児休業取得率や労働時間の状況等について、数値目標の設定を義務付ける。

○ 育児休業取得率の開示義務の対象拡大【育児・介護休業法の改正】

- ・男性の育児休業取得率の開示義務の対象を「1000人超」企業から「300人超」企業に拡大する。

給付面の対応

○ 育児休業給付の給付率の引き上げ【雇用保険法の改正】

- ・子の出生直後の一定期間に、両親がともに育児休業を取得した場合には、給付率を67%から80% (手取りで10割相当)に引き上げる。(最大28日間)

○ 中小企業への助成金の拡充 (令和6年1月拡充)

- ・両立支援等助成金「育休中等業務代替支援コース」を新設し、育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者へ応援手当を支給する事業主を助成する。

2 育児期を通じた柔軟な働き方の推進

制度面の対応 【育児・介護休業法の改正】

○育児期の柔軟な働き方の推進

- ・子が3歳までの間、テレワークを事業主の努力義務とする。
- ・子が3歳以降小学校就学前までの間、①フレックスタイム制を含む出社・退社時刻の調整、②テレワーク、③短時間勤務制度、④保育施設の設置・運営、⑤休暇のうち、2つ以上を措置することを事業主に義務付ける。

○残業免除制度の対象となる子の年齢の引き上げ

- ・子が「3歳まで」から、「小学校就学前まで」引き上げる。

○子の看護休暇の対象となる子の年齢の引き上げと取得事由の拡大

- ・子が年齢を「小学校就学前」から、「小学3年生修了まで」に引き上げる。
- ・子の行事(入園式等)、感染症に伴う学級閉鎖の際にも活用できることとする。

○仕事と育児の両立に関する意向の確認

- ・妊娠・出産申出時や子が3歳になる前に、勤務時間や勤務地、両立支援制度の利用期間について、労働者の意向を聴取し、自社の状況に応じた配慮を義務付ける。

給付面の対応 【雇用保険法の改正】

○育児時短就業給付（仮称）を創設

- ・子が2歳未満の期間に、時短勤務時の賃金の10%を支給する。

○雇用保険適用対象者の拡大

- ・週所定労働時間10時間以上20時間未満の労働者を雇用保険の適用対象とし、育児休業給付等を受給できるようにする。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7573）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) シン・子育て王国男性育児休業取得応援事業	0	10,000	10,000				10,000	
トータルコスト	0	13,119	13,119	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.4人	0.4人	制度新設、委託業務の調整・契約、問い合わせへの対応等、補助金の審査・交付事務				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

国の「こども未来戦略方針」（令和5年6月閣議決定）において、男性の育児休業取得率を引き上げていくこととされ、県では第2次鳥取県女性活躍推進計画を改訂（令和5年7月）し、令和7年の県内企業の目標取得率を85%に設定した。この目標を「シン・子育て王国とっとり運動」の取組にも掲げて推進していくため、新たに事業者への助言・伴走支援の実施や奨励金制度を創設し、男性の育休取得率の向上を加速させる。

2 主な事業内容

男性の育休取得を促進するため、中小企業に外部専門家を派遣し、男性育休導入やくるみんな認定取得の支援を行い、男性育休の普及啓発を図る。

併せて、男性従業員が育児休業を取得する際の代替人員の確保、同僚への応援手当を支給した事業者に対して奨励金を支給する。

細事業名	内容	予算額（千円）
1 男性育休導入のための専門家による助言	県内中小企業における男性育休取得のための環境整備に向けて、専門家の助言による意識醸成・課題整理を促進する。（30社程度）	1,500
2 男性育休導入のための専門家による伴走支援	男性育休導入に向けた課題の改善・対応を行う県内中小企業に対し、実態に応じた多面的なアプローチによる伴走支援を行う。また、支援の成果を県内企業向けに発信し、男性育休導入の機運上昇を図り、今後導入促進に取り組む企業への働きかけを行う。（5社程度）	3,500
3 くるみんな認定に向けた社会保険労務士派遣	次世代育成支援対策推進法上の一般事業主行動計画の策定・計画の実施や、子育てサポート企業の全国指標である「くるみんな」認定申請手続等のため社会保険労務士を派遣して支援することで、高い水準で男性育休取得促進を含めた働きやすい職場づくりに取り組む県内中小企業の増加につなげる。（10社程度）	2,000
4 男性育休を取得する体制を整備した事業者への奨励金	「とっとり子育てプレミアムパートナー」に登録し、次の取組を行った事業者に奨励金を支給する。 （1）男性従業員が1ヶ月以上の育児休業を取得する場合に、育児休業期間中の代替人員を確保 支給額 120千円/月（上限額1,440千円/社） （2）男性従業員が15日以上、3ヶ月未満の育児休業を取得する場合、育児休業中、同僚に対し業務応援手当を支給 支給額 40千円/15日（上限額240千円/社）	3,000
合計		10,000

3 事業目標・取組状況・改善点

中小企業の意識醸成・課題整理、男性育休導入に向けた体制構築、国の認定制度の取得について専門家による支援及び新たな奨励金の創設を行い、男性育休取得率の向上を加速させ、男女ともに子育てしやすい雇用環境の実現を図る。

男性の育児休業取得について 専門家に相談してみませんか



男性従業員の育児休業取得促進に取り組む企業に、
専門家が**無料**で**1回**アドバイスする事業を行います。
ぜひご活用ください！

子の出生予定の
報告を受けたが、
どう対応したら
いいかわからない



育児休業を取得
してもらおうと
引継ぎに不安を
感じる



他社がどのように
男性育児休業の
取得を進めている
のか知りたい



実施期間

令和5年11月～令和6年3月まで

(ステップ1～3)

ステップ

1

申込み



とっとり電子申請システムで、
申込企業の企業名、代表者、
担当者、相談したいこと、相談方法
等を入力してお申込みください。
対象従業員がいない場合も申し込
めます。

ステップ

2

専門家の選定 ・日程調整



本業務の受託者(株式会社ハー
モニークス)が、申込企業の
従業員や規定の状況等を聞き、
専門家の選定と日程調整を行いま
す。

ステップ

3

専門家の 無料相談



所要 時間は60分～90分(1回限り)。
申込企業の状況に応じて相談内容
へのアドバイスを行います。
※ 専門家にお支払いする謝金、旅費は
県が負担します。

募集期限

令和6年2月29日(木) まで(限定30社)

問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県商工労働部雇用・働き方政策課
電話:0857-26-7647
電子メール:koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp



裏面を
ご覧ください

取組への継続的な支援を希望する企業には伴走支援を行います



男性の育児休業取得について 専門家が支援します！



男性従業員の育児休業取得促進に取り組む企業に、
専門家が**無料**で**継続的**な支援を行います。
ぜひご活用ください！

仕事と子育ての
両立を支援できる
よう業務の棚卸を
行いたい



育児休業中の
応援体制を
いっしょに作っ
てほしい



育児休業から
復帰しやすい
職場環境を
作りたい



実施期間

令和5年11月～令和6年3月まで

(ステップ1～3)

ステップ

1

申込み



とっとり電子申請システムで、
申込企業の企業名、代表者、
担当者、支援を受けたいこと等を
入力してお申込みください。
※助言の申込の際に支援を希望
した場合は申込不要です。



ステップ

2

専門家の選定 ・支援計画



本業務の受託者(株式会社ハー
モニークラス)が、申込企業の
従業員や規定の状況等を聞き、
専門家の選定と支援計画の作
成を行います。

ステップ

3

専門家の 無料支援



所要時間は1回90分～120分
(4回程度まで)。
申込企業の取組状況に応じてアド
バイスや情報提供を行います。
※ 専門家にお支払いする謝金、旅費は
県が負担します。

募集期限

令和6年2月16日(金) まで(上限5社)

問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県商工労働部雇用・働き方政策課
電話:0857-26-7647
電子メール:koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp



支援を受けた企業は、取組内容の紹介に御協力をお願いします

男性育児休業 取得応援奨励金

を新設しました！



男性の育児休業取得が 「あたりまえ」の社会へ！

男性従業員が育児休業を取得する際に代替人員確保、同僚への応援手当を支給した事業主に対して奨励金を支給します！

対象事業主

- ・県内に事業所を有する雇用保険適用事業所
- ・常時雇用する労働者数が100人以下
- ・「とっとり子育てプレミアムパートナー」登録企業・団体
- ・適正な雇用管理を行っていると思われる者
- ・就業規則等に育児休業について規定していること



奨励金の種類

代替人員確保奨励金

(育児休業取得者の育児休業期間中に育児休業取得者の代替人員を配置し、業務に従事させた場合)

支給額：育児休業の取得期間1か月あたり
12万円(上限144万円/社)

同僚への応援手当奨励金

(育児休業取得者が属する部署等の労働者に対し、育児休業取得者の業務を代替する対価として手当を支給した場合)

支給額：育児休業の取得期間15日あたり
4万円または手当の実支出額のいずれか低い額(上限24万円/社)

詳細は県ホームページをご覧ください。

【申請・お問合せ先】

鳥取県子ども家庭部 子育て王国課 子育て応援担当

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

電話 0857-26-7573 メール kosodate@pref.tottori.lg.jp



実効性のある男性育児休業取得促進に向けた提言

鳥取県では企業における男性育児休業取得率を2025年に85%にするという非常に高い目標を掲げられました。これまでの国や県の地道な啓発・支援により、県内企業でも独自の制度を設けるなどして男性従業員の育児・家事参画を後押しする動きも徐々に増えてきているようです。

より長期で実効的な男性の育児休業取得が当たり前になれば、より子育てがしやすくなり、少子化、人口減少の歯止めのひとつになるとともに、家事・育児における男女共同参画が促進され、女性のキャリアアップ推進にも大きく寄与します。

については、実効性のある男性育児休業の取得促進に向け、次のとおり取り組むことを提案します。

1 企業経営者等の理解促進及び社内気運醸成

男性の育児休業取得促進のためには、企業経営者及び幹部職員にリーダーシップを発揮してもらうための理解促進及び、男性従業員が積極的に育児休業を取得できる職場とするための社内気運の醸成が欠かせません。経営者・幹部職員向けセミナーの開催、実際の育児休業取得事例の発信等の強化を行うことにより、男性が当たり前で育児休業を取得する企業を増やしていきましょう。

2 実効的な男性育児休業のための知識等の事前学習機会の提供

男性が育児休業を取得しても、しっかり家事・育児に参画しなかったり、休業中だけの一時的なものとなったりするケースが少なくないようです。

「取るだけ育休」ではなく実効性のある育児休業となるよう、家事・育児に関する基本的な知識、対処方法や女性の心身の変化等を、子の出生前の段階から学ぶことができる機会を提供しましょう。

令和6年1月30日

とっとり女性活躍ネットワーク会議

2023年度

今から始める！

いつかはパパママ事業
ご案内

研修講師を派遣します！

妊娠・出産は人生の中で大きなライフ・イベントです。しかしながら、仕事やレジャーなどで多忙な日々を送っていると、自分やパートナーのことを改めて考えることが少なくなり、妊娠・出産がついつい後回しになってしまっていることがあります。けれども、妊娠・出産には「適齢期」があります。鳥取県では、各学校・各職場で企画・実施される研修に講師を派遣する「今から始める！いつかはパパママ事業」を実施しています。将来を担う若手職員を始め、先輩職員の皆様の研修機会に、ぜひパパママ事業を御活用ください。

対象

20～30歳代男性・女性、妊娠・出産に関心のある方等

内容

- 講義：今、知っておきたい、妊娠・出産の基礎知識
妊娠にかかるからだの変化、妊娠の仕組み、妊娠適齢期・・・等
(知っているようで知らなかったからだの仕組みをお伝えします)
- 自分の人生の設計図を描いてみよう！（ライフプランの作成）
- 考えてみよう！～命の大切さや親になるための心や身体の準備について～
- 体験してみよう！～手作り教材を使って妊娠等の体験やおなかの中の成長を体験～

※事前に講義内容等について打ち合わせを行います

※当事業は鳥取県の事業として無料で実施します。派遣に際しての旅費、講師料等は必要ありません。

※当研修は、決して子どもを産むことを強要する内容ではありません。

講師

一般社団法人鳥取県助産師会の会員の助産師

申込み

一般社団法人 鳥取県助産師会

TEL 0859-31-3624

FAX 0859-37-5017 (※裏面申込書をご使用ください)



※講座数には限りがあります。申込みが定数になり次第、受付を終了します。

一般社団法人 鳥取県助産師会 西江 宛 (送付状不要)

ファクシミリ番号：0859-37-5017

令和5年度 「今から始める！いつかはパママ出前講座」 実施申込書

所属名：_____

住所：_____

電話番号：_____

担当者名：_____

■「今から始める！いつかはパママ事業」の実施について、下記のとおり申し込みます。

- 1 実施希望時期(日時) (_____)
*夜間・休日開催等希望を御記入ください。都合により御希望に添えない場合もあります。
- 2 実施方法等(*現時点で想定されている範囲で御記入ください)
 - ① 対象者 _____
 - ② 対象者数 _____ 人
 - ③ 希望講座回数 _____ 回
※同時間に2つの場所に分けて出前講座を実施する場合の講座回数は2回となります。
 - ③ 希望講座時間 _____ 分間(助産師が実施(担当)する正味時間を御記入ください)

3 その他要望事項